

## 金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1** この要綱は、スポーツ合宿誘致を促進することにより、町民にレベルの高い競技力の観戦機会を提供し、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツによる交流人口の拡大を図り地域の活性化につなげるため、金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、金ケ崎町補助金交付規則(昭和42年金ケ崎町規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2** この要綱において、「スポーツ合宿」とは、町外のスポーツ団体が町内に宿泊し、町内の体育施設又は町長が認めた施設等(以下「スポーツ施設等」という。)において技術の向上のために行う合宿をいう。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助対象者)

**第3** 補助対象者は、町外のスポーツ団体(社会人並びに学校基本法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の学生又は高等学校の生徒(以下「大学生等」という。))及び指導者で組織されるスポーツに関する活動を行う団体(以下「スポーツ団体」という。)とする。

(補助対象事業)

**第4** 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) スポーツ団体がスポーツ技術の向上を目的に、町内のスポーツ施設等を使用して行う合宿であること。
- (2) スポーツ合宿に参加する者が、5人以上、かつ宿泊日数が連続して3日間以上で、延べ宿泊者数が15人以上であること。
- (3) 合宿期間中、スポーツ教室等町民とふれ合う事業を1回以上実施すること。
- (4) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する町内のホテル営業に係る施設、旅館営業に係る施設又は簡易宿所営業に係る施設(次に掲げる施設を除く。)に宿泊すること。

ア 合宿所

イ スポーツ施設に付随する宿所

ウ バンガロー

エ ログハウス

オ キャンプ場

カ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

(5) 営利活動を目的としないこと。

(6) 事業費に他の町費が含まれない事業であること。

(7) 当該年度の3月31日までに実施完了となる事業であること。

2 同一年度内に同一の団体の合宿が複数回行われる場合は、そのうちの1回に限り補助対象事業とする。

(補助金の額)

**第5** 補助金の額は、第4第1項第2号に規定する延べ人数に3,000円を乗じて得た額とし、予算の定めるところにより、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第6** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 合宿計画書（様式第2号）

(3) 合宿参加者名簿（様式第3号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第7** 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助事業を適正に行わせるため、前項の補助金交付決定通知書を交付する場合において、必要な指示、指導又は条件を付することができる。

(補助金交付申請書の取り下げ)

**第8** 申請者は、第7の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付された指示、指導又は条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金交付申請書の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による補助金交付申請書の取り下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更等の承認申請)

**第9** 申請者は、事業計画の変更等をする場合、金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により町長の承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

**第10** 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金請求書(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第11** 町長は、第10の規定による書類を受領したときは、当該書類を審査し、補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

**第12** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

金ヶ崎町長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
連絡先

印

金ヶ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付申請書  
年度において金ヶ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付要綱第6の規定により、  
補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 添付書類  
（1）合宿計画書  
（2）合宿参加者名簿

補助金振込指定口座

金融機関名等 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通・当座・その他（ \_\_\_\_\_ ）

口座番号 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

## 合 宿 計 画 書

団体の名称	
実施期間	年      月      日（    ）から 年      月      日（    ）まで    （    泊    日）
利用する体育施設等の名称	
競技種目等	
宿泊施設	
参加宿泊人数	人
延べ宿泊人数	人（宿泊人数×宿泊数）
合宿の目的	
合宿日程（予定）	

### 合宿参加者名簿

No.	氏名	選手・監督等	宿泊日数	No.	氏名	選手・監督等	宿泊日数
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

金ケ崎町長

印

金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

金ケ崎町長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業計画変更（中止・廃止）承認申請書  
年 月 日付金ケ崎町指令第 号で交付決定のあった補助金について、次の  
とおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助  
金交付要綱第9の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容（合宿計画変更のみの場合記載）

※ 補助金額に変更がある場合

変更前補助金交付申請額 円

変更後補助金交付申請額 円

3 中止の期間（中止の場合のみ記載）

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

添付書類 合宿計画の変更にあつては、合宿計画の変更が明らかとなる書類

年 月 日

金ケ崎町長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業実績報告書  
年 月 日付金ケ崎町指令第 号で交付決定のあった補助金について、事業  
が終了しましたので、金ケ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金交付要綱第10の規定によ  
り次のとおり報告します。

記

- 1 添付書類
  - (1) 合宿実績書
  - (2) 宿泊先の領収書等宿泊を証明する書類の写

## 合宿実績書

団体の名称	
実施期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 泊 日)
競技種目等	
実施した 会場の名称	
宿泊施設名	
宿泊人数	人
延べ宿泊人数	人 (宿泊人数×宿泊数)
合宿の目的	
合宿日程	

年 月 日

金ヶ崎町長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金ヶ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金請求書  
年 月 日付金ヶ崎町指令第 号で交付決定のあった補助金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称 金ヶ崎町スポーツ合宿誘致促進事業補助金

2 補助金額 \_\_\_\_\_ 円